

出席者

平戸市長、松浦市長、西海市長、東彼杵町長、川棚町長、波佐見町長、小値賀町長、
佐々町長、新上五島町長、伊万里市長、武雄市長、嬉野市長、有田町長、
佐世保市長

※並びは県市町村コード順

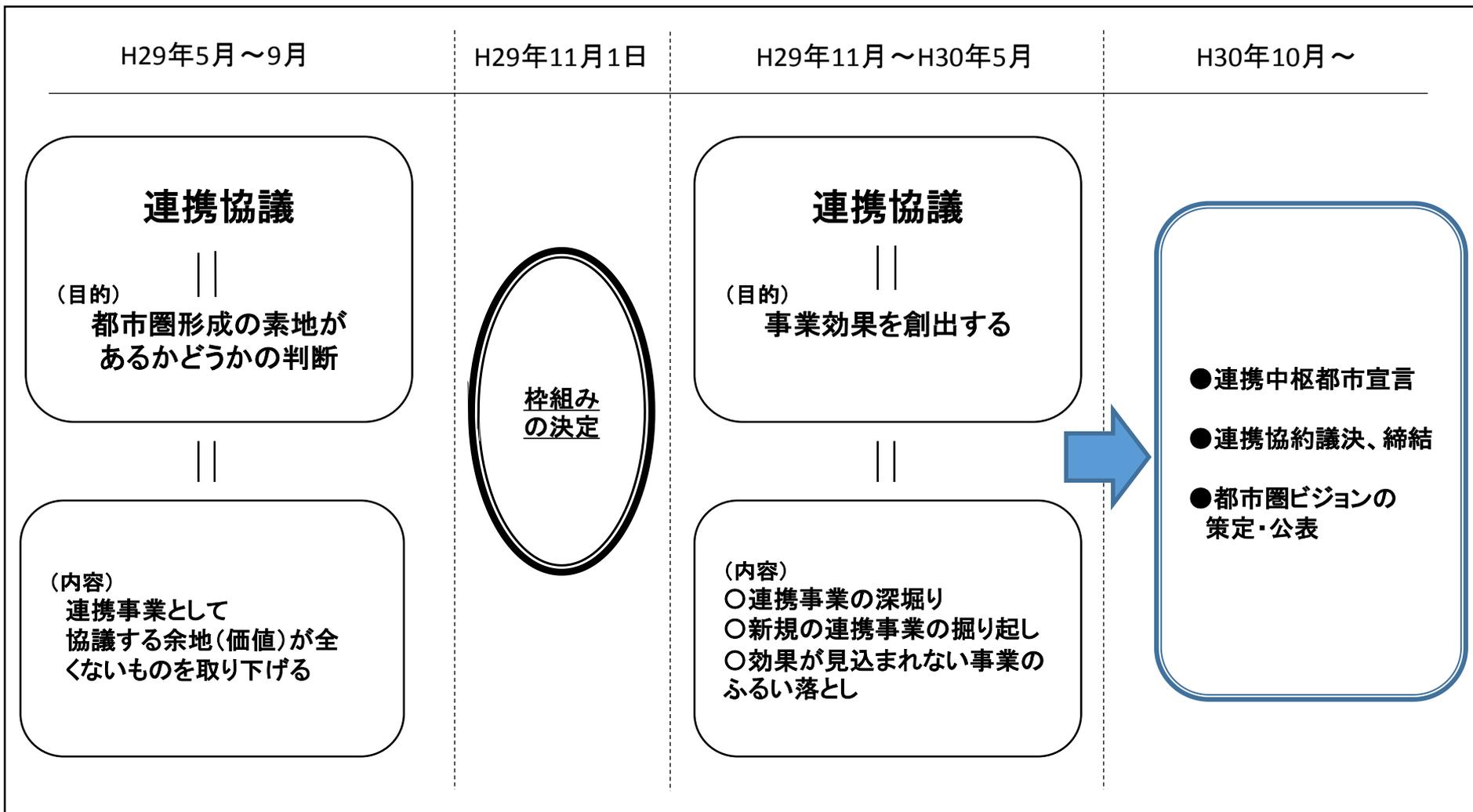
ワザ-バー-

長崎県県北振興局長
長崎県市町村課長
佐賀県市町支援課長

《 次 第 》

1. 開会
2. 佐世保市長挨拶
3. 議事
 - (1) 都市圏の枠組みについて
 - ①連携協議の考え方について P.1
 - ②連携事業として位置付ける事業の考え方について P.2
 - ③連携協議継続取り下げ事業整理票 P.3～P.7
 - ④都市圏参画判断に係る連携協議継続事業一覧表 P.8～P.13
 - ⑤都市圏参画構成自治体 P.14
 - (2) 都市圏の名称（案）について P.15
 - (3) 重点連携事業（案）について
 - ①連携協議継続事業内の重点事業案 P.16
 - ②コンサルによる新規提案事業（（公財）ながさき地域政策研究所） 別冊資料
 - (4) 都市圏ビジョン懇談会について
 - ①都市圏ビジョン懇談会設置要綱（案）について P.17～P.18
 - ②都市圏ビジョン懇談会委員名簿（案）について P.19
 - (5) 連携中枢都市圏形成全体スケジュールについて P.20
4. その他意見交換
5. 閉会

(1)－① 連携協議の考え方について



(1)－② 連携事業として位置付ける事業の考え方

- A 事業を実施することで、当該事業に係る圏域全体の状態が最適化されるもの
- B 本圏域の枠内の自治体で、既に連携が図られているもの（「域内連携で効果を高める」という意味において、連携事業の主旨に合致するため）
※ただし、圏域外の自治体や国県等も含んだ枠組であった場合は、この限りでない
- C A又はBの場合であって、原則として5年以内に事業化が見込まれ、10年以内に効果の発現が期待できるもの

※原則として、上記を満たす場合は連携事業とするが、事業としないことについて、合理的な理由が認められる場合については、この限りでないものとする



(例)

- ・一部又は全部の自治体に過度な負担(費用・業務量)が生じる場合
 - ・中心市以外の自治体で、当該自治体自身が参加するにあたって、合理性を見出せない場合
- ※中心市以外の自治体は、制度上、圏域全体に責任を負う立場にないため、自らに対してメリットがない時は参加しないという選択もあり得る

(1)－③ 連携協議継続取り下げ事業整理票

連携事業名	1. 現場活動における協力支援体制の構築									担当課	消防局警防課				連携事業名	2. 応援給水協定									担当課	水源対策・企画課			
分野	圏域全体の生活関連機能サービスの向上			取組	生活機能の強化に係る政策分野（災害対策）				類型	シナジー型				分野	圏域全体の生活関連機能サービスの向上			取組	生活機能の強化に係る政策分野（災害対策）				類型	基盤共有型					
協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計	協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13							○							1	

連携事業提案概要	連携事業提案概要
<p>○消防体制の協力支援拡充策検討</p> <p>【提案概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の研修等人事交流 →市町村単位で組織されている消防団組織（員）が一堂に会し、災害対応要領や組織活性化策等の研修等を行う。 ・消防管轄境界付近の救急出動 →消防機関の管轄境界付近で発生した救急事案に対し、救命の視点から境界に限らず直近の消防署所から常時出動できる体制の検討。 ・市町境界付近での合同訓練等 →上記と同様、境界付近で発生した災害への迅速な消防体制検討と、平時から練度を高めておくための合同訓練実施。 	<p>○佐々町⇒佐世保市の一方通行の応援給水協定について、これを相互間の応援給水体制とするもの。（佐々町提案）</p>
連携協議取り下げに至った背景	連携協議取り下げに至った背景
<p>○提案概要の各取組みについては、現行の相互支援、協力体制の枠内の調整で対応可能。</p> <p>○各市町からも連携事業としての必要性が生じないとの見解が示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の研修等人事交流 → 「隣接市町相互応援協定」の内容検討で対応可能 ・消防管轄境界付近の救急出動 → 「広域消防相互応援協定」の普通応援で対応可能 ・市町境界付近での合同訓練等 → 「隣接市町相互応援協定」の内容検討で対応可能 <p>○加えて、各種協定の枠組みを連携協約とすることについて、その枠組みは圏域外の自治体を含んでおり、事務局が示す連携事業の位置付けに沿わない。</p> <p>【圏域の消防活動における既存災害協力支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急消防援助隊制度」、「隣接市町消防相互応援協定制度」、「消防本部消防相互応援協定制度」←（消防組織法） ・「消防事務委託制度」←（地方自治法） 	<p>○今回の協議において、佐々町から、佐々町、佐世保市相互の応援給水協定とできないかとの申し出があった。しかし、佐世保市の水事情から勘案し、佐々町への応援給水は不可能との判断を行い、取り下げの判断に至ったもの。</p> <p>※渇水時における応援給水に関する協議については、その都度協定の締結を依頼していくこととしている。</p>

連携事業名	3. 佐世保市地方創生推進協議会の広域的議論展開								担当課	政策経営課					連携事業名	4. 統合型リゾートの誘致促進								担当課	政策経営課						
分野	圏域全体の経済成長のけん引				取組	産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備				類型	シナジー型					分野	圏域全体の経済成長のけん引				取組	戦略的な観光施策				類型	シナジー型				
協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計	協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13		

<p>連携事業提案概要</p> <p>○圏域内の各地方創生推進協議会を連携して開催することにより、地方創生に関する広域的な議論展開が可能となる。</p>	<p>連携事業提案概要</p> <p>○統合型リゾート（IR）誘致と併せ、周遊戦略や関連企業の集積、インフラ整備を企図した研究の実施。</p> <p>○国への申請や事業者公募の前提となる長崎IR構想へ反映させる。</p>
<p>連携協議取り下げに至った背景</p> <p>○連携中枢都市圏ビジョン懇談会における協議内容と重複するものと考えられる。</p> <p>○また、提案概要の取組については、県北振興局において県北管内の連携や地方創生推進交付金について既に検討が実施されている。</p>	<p>連携協議取り下げに至った背景</p> <p>○当初、IR区域認定の申請主体は佐世保市で行うことを想定していたが、その後の国の動向により申請主体は都道府県あるいは政令指定都市となる見込みとなっている。</p> <p>○今後、各市町へはIR誘致の期成会等において協力を依頼することになり、当該連携事業と重複することとなることを見込まれる。</p>

連携事業名	5. 空家流通促進									担当課	都市政策課				連携事業名	6. 公営住宅入居促進（市北部・周辺部）									担当課	住宅課			
分野	圏域全体の生活関連機能サービスの向上				取組	生活機能の強化に係る政策分野（土地利用）				類型	シナジー型				分野	圏域全体の生活関連機能サービスの向上				取組	生活機能の強化に係る政策分野（土地利用）				類型	シナジー型			
協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計	協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計
	○	○	○	○	○	○	○	○	○					9		○	○				○							3	

<p>連携事業提案概要</p> <p>○圏域内への移住促進事業と連携した空家状況の情報発信を行い、空家の流通を促進する。</p> <p>○広域的な空家バンクを創設し、圏域外からのUJIターンへ情報提供を行う。</p>	<p>連携事業提案概要</p> <p>○本市北部の旧合併町地区の公営住宅については、旧町時代にバラバラで建設されていることから、合併後においては供給過剰となっており、入居率は低い状況が続いている。</p> <p>○この状況を少しでも改善するため、旧合併町地区に近い佐々町・松浦市・平戸市の住宅課に本市北部エリアの随時募集一覧を送付して、随時、窓口にて提示をしてもらうとともに、各市町の募集情報についても本市住宅課の窓口でも提示し、情報共有を行う。</p>
<p>連携協議取り下げに至った背景</p> <p>○連携協議開始後の本年8月末に国土交通省が整備する「全国版空き家・空き地バンク」制度及び「全国版の空家対策協議会」が発足し、本市は9月上旬にこれら双方に参加することを決定し、各市町においても佐々町以外のすべての市町が「全国版空き家・空き地バンク」へ参加するとした。</p> <p>○また、単なる空き家に関する情報共有及び会議の機能については、長崎県が設置する「空き家対策協議会」が既に存在しており、機能や目的が重複していることから、連携事業を行った場合の効果が見出されなくなったもの。</p>	<p>連携協議取り下げに至った背景</p> <p>○連携協議の結果、公営住宅事業においては、県内自治体間にて既に様々な協議会等の枠組が存在していることから、既存の枠組により情報共有や連携を深めていった方がより効果が見込まれるとの判断、結論に至ったもの。</p>

連携事業名	7. 災害発生時の一般廃棄物処理									担当課	環境政策課				連携事業名	8. ハウステンボスと連携した観光施策									担当課	観光課				
分野	圏域全体の生活関連機能サービスの向上				取組	生活機能の強化に係る政策分野（環境・衛生）				類型	シナジー型				分野	圏域全体の経済成長のけん引				取組	戦略的な観光施策				類型	基盤共有型				
協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計	協議市町構成	平戸市	松浦市	西海市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	佐々町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	合計	
	○	○	○	○	○	○	○							7		○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	10

連携事業提案概要	連携事業提案概要
<p>○大規模な災害が発生し、その結果で大量の災害（一般）廃棄物が発生した場合には、被災自治体のみでその廃棄物を処理することは困難であることから、圏域内における広域的な連携が必要となる。</p>	<p>○ハウステンボスと周辺市町とが連携した効果的なPR実施による、滞在時間の延長と宿泊率の向上</p>
連携協議取り下げに至った背景	連携協議取り下げに至った背景
<p>○熊本地震等の発生を契機、教訓として、「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」が発足され、既に災害発生時の広域的な災害廃棄物対策について、協議、検討がなされていることから、当該連携事業において想定していた事業内容が包括されている。</p>	<p>○ハウステンボスと周辺自治体が連携協力して周遊促進や観光振興を推進することを目的として、平成23年にハウステンボス周辺の市町、関係団体によって「ハウステンボス周遊観光協議会」が設立され、ハウステンボスを活用した観光振興の取り組みが行われてきた。（※9市町：佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、波佐見町、嬉野市、伊万里市、武雄市、有田町）</p> <p>○事業内容がパンフレット作成等、例年同じ取り組みであることや、実際の事業効果が見えないこと等、結果として、全体が連携した形で効果的な事業を実施することは難しく、平成27年度をもって協議会としての活動は休止することとなり、任意の団体として、情報交換や、機会を捉え連携した活動を引き続き行うこととなったが、その後の実績なし。</p> <p>○基本的には、各市町とハウステンボスとの間で魅力ある観光コンテンツに基づいた連携がなされるものと考えている。</p> <p>○既に5年間の取り組みを行い、休止に至った経過を踏まえ、当連携事業については実施しないことについての各市町との意見交換・照会を行い、事業を取り下げることで構成市町において合意に至った。</p>

(1)一④ 都市圏参画判断に係る連携協議継続事業一覧表

平成29年11月1日現在

連携事業名 (事業概要)	佐世保市 (担当課)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	合計
		平戸市	松浦市	西海市	佐々町	川棚町	波佐見町	東彼杵町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	
ア 圏域全体の経済成長のけん引															
a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、実施体制															
1	公民連携プラットフォームの形成 ・佐世保市が既に保有するPPPプラットフォームを連携市町と共同利用する、あるいは広域(圏域全体)のプラットフォームを組成していく。	政策経営課 (政策推進センター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
2	中小企業の経営基盤強化と創業支援の連携(事業振興・販路拡大・担い手確保) ・佐世保市産業支援センター事業の広域展開(拡充)。 ・産業コーディネータの企業訪問等による経営相談や創業者向けのインキュベーション施設の設置運営。	商工物産課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	11
3	日本版DMOの広域展開 ・圏域内の観光資源の整理、新たな観光素材の発掘・磨き上げ、広域での観光ルート調査、研究、観光客の受け入れ体制の整備、観光PR活動。 ・地域組織、関連事業者等と連携した観光地域づくり推進体制整備、マーケティング等科学的アプローチを取り入れた観光地域づくり。	観光課								●					1
b 産業クラスター・イノベーション・創業支援等															
4	まちなかのエリアマネジメント(まち元気協議会等) ・民間主体による 不動産リノベーションまちづくり(家守)、公共空間利活用、まちづくりマネジメント(事業創発支援、調査研究・コンサルティング、社会実験等)、啓発・人材育成(勉強会、セミナー、助言、合意形成支援等)等の活動促進へ向けた支援。	商工物産課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	9
c 資源活用・地域経済の裾野拡大(ブランド・販路拡大・六次産業)															
5	陶磁器の連携した展開 ・「肥前窯業圏」活性化推進協議会の事業目的である情報発信、人材育成、普及啓発等の事業の発展。	商工物産課	●				●				●	●	●	●	6
6	栽培漁業の広域連携事業 ・佐世保市の水産センター施設を拡充し、連携市町に対し、「余剰種苗の提供」から「計画生産」に移行し、種苗の安価で安定した供給を確保。	水産課 (水産センター)	●	●	●				●						4
7	農水産物等特産品販路拡大事業 ・大都市圏での販売イベント開催。 ・商品の販売、紹介。	農業畜産課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	11
8	農業関連補助申請業務事業 ・各市町から県等へ提出する補助申請事務窓口の統一化。 ・市町補助率の統一化。	農業畜産課		●						●					2

連携事業名 (事業概要)		佐世保市 (担当課)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	合計
			平戸市	松浦市	西海市	佐々町	川棚町	波佐見町	東彼杵町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	
d 戦略的な観光施策																
9	観光連携事業（インバウンド推進連携）	観光課	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
	・訪日外国人観光客をターゲットとした広域での観光誘客の推進、海外からの観光客の滞在時間の延長・周遊促進。 ・連携地域の観光資源の発掘・磨き上げ・セールスを行う共通の専門人材の配置。															
10	観光連携事業（マーケティング連携）	観光課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
	・ビッグデータを活用したデジタルマーケティング、観光客の動向・実態調査の実施。 ・データ分析結果を活かした戦略の提案を行う共通の専門人材を配置。															
イ 高次の都市機能の集積・強化																
a 高度な医療サービスの提供																
11	佐世保市総合医療センターのサービス提供	医療政策課	●	●	●	●										4
	・下記の事業を通し、医療センターの充実を図り、圏域における安全・安心な医療体制の確立、医療連携及び医療の質向上に取り組む。 ・救命救急センター運営に関するルール策定（関係者の事前合意を得る）。 ・圏域として医師の適正配置等を検討し、連携都市として県等へ要望する。 ・圏域住民への統一した普及啓発を行い、医療リテラシーの向上を図る。															
b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築																
12	幹線道路ネットワークの整備促進	土木政策・管理課	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●		10
	・圏域内における高規格道路等の整備要望を事業者である国県等へ行っていくにあたり、圏域全体の地域づくりの方向性をまとめ、それを基に優先度を設定していく。															
c 高等教育・研究開発の環境整備																
13	産学官連携による地域経済発展	商工物産課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
	・圏域内における中小企業と大学等との人的・知的資源の交流、協働による調査研究・事業実施。 ・産学官連携組織である「西九州テクノコンソーシアム」や「佐世保異業種交流協会」への圏域内企業の参加促進への支援。															
ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上																
A 生活機能の強化に係る政策分野																
a 地域医療																
14	病院と診療所の役割分担	医療政策課	●	●	●	●										4
	・県内で情報共有基盤とされている「あじさいネット」の佐世保県北医療圏における加入率は12.3%と低い状況。 ・今後、県内ICTへの取組みは「あじさいネット」を基盤として進められていくことが想定されることから、医療連携推進の観点からその推進について検討を行う。 ・「あじさいネット」未加入理由調査 → 障壁となっている事項把握 → ICT化に向けた支援策構築。															

連携事業名 (事業概要)		佐世保市 (担当課)	① 平戸市	② 松浦市	③ 西海市	④ 佐々町	⑤ 川棚町	⑥ 波佐見町	⑦ 東彼杵町	⑧ 小値賀町	⑨ 新上五島町	⑩ 伊万里市	⑪ 武雄市	⑫ 嬉野市	⑬ 有田町	合計
15	地域医療の確保に関する取組み	医療政策課	●	●	●	●	●	●	●	●						8
	<ul style="list-style-type: none"> ・初期から二次救急医療体制を守るための取組み(圏域内のルール作り)について検討を行い(会議開催)、実施可能なものから取り組む。 ・地域医療を守るための住民啓発や、電話相談窓口導入等の検討を行う(応需システムについては、必要に応じ検討する)。 															
16	看護師育成と地域定着化の推進	看護専門学校		●		●										2
	<ul style="list-style-type: none"> ・地元で看護師として就業する意思を持つ人を、連携自治体(病院があり看護学校がない自治体)より推薦してもらい、要件(推薦入試に準じる)を満たす人を受け入れ、看護師となるための必要な教育を実施。 															
b 介護																
17	在宅医療・介護連携推進事業	医療政策課	●	●	●	●	●	●	●			●				9
	<ul style="list-style-type: none"> ・国は在宅医療・介護連携推進事業の中で、8項目の取組みを平成30年4月までに全ての自治体で取り組むことを目指している。 ・各項目について、佐世保市が中心となり圏域の現状及び課題の共有を行い、連携して効果的な事業について検討し、対応可能な事業から実施する。(例:かっちえてHP活用、情報共有シート広域化、相談センター事業の共同化検討等) 															
c 福祉																
18	健康長寿の取組み	健康づくり課		●	●	●		●				●				6
	<ul style="list-style-type: none"> ・連携自治体と以下の取組みについて協議・検討を行い、より健康への関心を高められるよう地域を越えてサービスを楽しむことができる環境を整えていく(官民連携による)。 ・薬局等での簡易測定(血圧計等の設置)、健康教室による企業経営者への健康経営の取組み勧奨。 ・健康ポイント導入検討、「健康ウィーク(秋頃)」の実施。 															
19	病児・病後児保育室の利用に関する連携	子ども支援課		●	●	●	●	●								6
	<ul style="list-style-type: none"> ・連携自治体居住者が圏域にある病児・病後児保育施設の相互利用を可能とする。 ・相互利用について費用負担等も含め、住民の方が利用しやすい環境が構築できるよう、連携自治体と今後も継続的に協議を進めていき、連携後5年以内の事業実施を目指す。 															
20	療育機能改善事業	子ども保健課 子ども発達センター	●	●	●	●				●						5
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達センターにおける待ち期間の解消。 ・子ども発達センターが持つスキルを各市町へ提供することを検討し、周辺自治体全体の高度な子ども療育環境の強化を目指す。 ・各市町内で自己完結できる体制づくり。 															
21	幼児教育センターのサービス提供	子ども育成課 幼児教育センター			●	●	●	●	●	●		●				7
	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市としての都市機能のスケールメリットを活かし、圏域内における幼児教育・保育等の質の向上を目指した研修・研究機関としての取り組みを実施。 ・圏域内各保育施設が課題等を共有する場の設置。 ・佐世保市が有する経験・ノウハウ及び情報提供等。 															
22	障がいサービスの充実	障がい福祉課	●	●	●	●					●					5
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス利用者は、広域の事業所を利用していることから、圏域の事業所の質の充実と各市町間での情報共有を実施。 ・サービス提供事業所向けの研修会実施(制度周知・事例研究等)、事業所間情報共有。 ・圏域福祉事務所合同の研修や情報交換の場の設置。 															

連携事業名 (事業概要)		佐世保市 (担当課)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	合計
			平戸市	松浦市	西海市	佐々町	川棚町	波佐見町	東彼杵町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町	
h 環境																
31	環境意識啓発の相互連携	環境保全課	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	12
	・圏域内自治体の各広報誌やホームページにおいて、圏域全体のイベント情報等を適宜掲載紹介する。															
32	社会情勢に即した一般廃棄物処理のあり方に係る検討	環境部施設課				●				●						2
	・現在、市町ごとに異なるごみの分別種別・処理手数料など、ごみ処理制度の統一やごみ処理施設までの運搬体制の構築について、検討を行う。 ・一般廃棄物処理施設の運営や維持補修の経費についての負担のあり方について、検討を行う。															
33	再生可能エネルギー発電事業と生活環境等との調和の促進	環境保全課	●	●		●						●		●	●	6
	・連携各市町において域内にて、再生可能エネルギー発電事業所の建設予定の情報及びその建設に係る開発等が周囲に与える影響、解決方法等について情報共有を行う。															
B 結びつきやネットワークの強化																
a 地域公共交通																
34	佐世保～上五島航路の維持・活性化	地域交通課									●	●				2
	・本航路における新船就航に向けて、宇久(佐世保)・小値賀・新上五島の3市町全体の島民の利便性向上のため、ダイヤ改正等の協議を行う。															
35	松浦鉄道沿線地域の公共交通の維持・活性化	地域交通課	●	●		●						●			●	5
	・松浦鉄道及びその沿線地域のバス路線について、それぞれの利活用だけでなく、乗り継ぎの利便性向上などの相互利用を含めた協議を行う。															
b ICTインフラ整備																
36	情報通信インフラの共同調達・共同利用	情報政策課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	11
	・各市町個別調達の情報通信インフラ設備(ネットワーク回線・パソコン・サーバ)の共同調達(一括調達)。 ・業務システム等の共同利用による各市町の経費削減及び事務軽減。															
37	オープンデータ利活用の推進に係る取組み	情報政策課	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		11
	・平成28年度開発の佐世保市オープンデータポータルサイトを利用した連携市町のポータルサイトの構築。 ・佐世保市を含めた各市町のポータルサイトへの入口として、統合ポータルサイトの開発。 ※運用を検討する会議体の設置。															
38	光の道(光ファイバー)整備促進	情報政策課		●	●						●	●	●			5
	・光通信未提供地域への民間通信事業者による光ファイバー網整備促進のための支援制度の創設、地域間情報通信格差の解消。															
e 地域内外の住民との交流・移住促進																
39	連携した移住体験ツアーの企画・支援	地域政策課 (移住サポート プラザ)	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	11
	・圏域内連携市町をめぐる移住体験ツアーを造成・販売する。															

連携事業名 (事業概要)		佐世保市 (担当課)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	合計	
			平戸市	松浦市	西海市	佐々町	川棚町	波佐見町	東彼杵町	小値賀町	新上五島町	伊万里市	武雄市	嬉野市	有田町		
40	移住定住連携窓口（させぼ移住サポートプラザ）の広域圏活用 ・させぼ移住サポートプラザについて、連携市町も活用して情報提供、共有を行う。	地域政策課 (移住サポートプラザ)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	11	
	共同移住相談会の企画・開催 ・させぼ移住サポートプラザを事務局として、東京・大阪・福岡等の大都市圏において、圏域一体となった移住相談会を開催する。	地域政策課 (移住サポートプラザ)	●	●	●	●	●	●	●			●				●	10
42	地域おこし協力隊の連携 ・協力隊員への研修について、連携市町で共同して実施していく。	地域政策課				●					●	●				3	
	婚活連携事業の連携 ・登録者の居住地、勤務地を圏域内自治体に拡大。 ・婚活イベントの情報発信(各市町HPに連携自治体の婚活関連情報掲載、各市町婚活イベントを集約したHP等開設)。 ・各市町担当者の情報・意見交換会(定期開催) ・独身男女を対象としたセミナー(年1回)開催(会場は各市持ち回り)	コミュニティ・協働推進課		●	●	●					●			●	●	●	7
C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野																	
a 人材の育成																	
44	教職員研修の連携（教育センターの活用） ・近隣の町を対象とした一部希望研修の実施による情報共有、指導技術、資質の向上。	教育センター				●	●	●	●							4	
	男女共同参画推進事業 ・圏域における男女共同参画への取組みの差を埋め、意識向上・啓発を推進する。 ・佐世保市で実施している講演会やセミナー等の情報提供。 ・佐世保市が企画し、各市町で出前講座やセミナー等を実施し、住民への啓発活動を行う。	人権男女共同参画課	●	●	●	●			●		●	●	●			●	9
c 圏域内市町村の職員等の交流																	
46	人事交流制度による職員のスキルアップ・意識醸成 ・幅広い視野と圏域全体をマネジメントできる能力の育成 ・圏域内自治体職員の人事交流、ノウハウの共有化等	職員課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
	広域連携会議による継続的な政策形成 ・連携中枢都市圏形成後においても、協議会(首長会議)・幹事会(企画担当課長会議)・ビジョン懇談会(有識者会議)等の広域的な会議を持続的に実施していく。	政策経営課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
d その他																	
48	広域での包括的な事務委託による民間活用の検討（研究） ・共通する行政業務のアウトソーシングの推進等による行政の減量化・効率化。 ・財政支出の削減。 ・民間活力による新たな産業としての地域経済活性化の検討。	行財政改革推進局	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
		連携市町ごとの事業参画数(見込)	32	41	38	37	27	29	26	34	19	29	18	20	25	375	

(1)－⑤ 西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏 参画構成団体

現時点において、都市圏を形成する自治体は以下の7市7町とし、今後連携協議を継続していく

長 崎 県	佐世保市(中心市)	佐 賀 県	伊万里市
	平戸市		武雄市
	松浦市		嬉野市
	西海市		有田町
	東彼杵町		
	川棚町		
	波佐見町		
	小値賀町		
佐々町			
新上五島町			

【参考】※人口：平成22年国調 面積：平成28年国土地理院

(人・km²)

自治体名	人口	面積	自治体名	人口	面積	自治体名	人口	面積
佐世保市	261,101	426.06	川棚町	14,651	37.35	伊万里市	57,161	255.25
平戸市	34,905	235.08	波佐見町	15,227	56.00	武雄市	50,699	195.40
松浦市	25,145	130.55	東彼杵町	8,903	74.29	嬉野市	28,984	126.41
西海市	31,176	241.59	小値賀町	2,849	25.52	有田町	20,929	65.85
佐々町	13,599	32.27	新上五島町	22,074	213.99	合計	587,403	2,115.61

(2) 都市圏の名称(案)について

名称(案)「西九州させぼ広域都市圏」

〔選定理由〕

圏域の地理的な位置を表すものとして「西九州」とし、この圏域の中心市としての役割と責任を担う「させぼ」を明示する。

また、「連携中枢」という言葉は、一般市民にとってわかりづらいと考えられるため、幅広い世代の方々にもわかりやすく、広い地域でのまとまりをイメージしやすいものとして「広域都市圏」とする。

【参考：選択自治体数】

(前段部分)

- ・西九州させぼ・・・7
- ・西九州北部・・・3
- ・西九州・・・3
- ・特に意見なし・・・1

(後段部分)

- ・特に意見なし・・・7
- ・連携中枢都市圏・・・5
- ・中枢都市圏・・・1
- ・広域都市圏・・・1

【参考：都市圏名称(案)の考え方について】

1. 圏域の場所を表すワード

- 西九州北部 ○肥前(ひぜん)
- 西九州 ○肥前(ひぜん)西部

【参考】※既に都市圏形成済23都市圏の状況

・中心市の名を用いる(16)	みやざき、久留米、長野、下関、大分、瀬戸・高松、熊本、広島、北九州、しずおか中部、松山、八戸、新潟、岡山、長崎、かごしま
・旧国名を用いる(2)	播磨、備後
・その他(5)	高梁川、みちのく、石川中央、とやま呉西・山口県央

2. 「佐世保(させぼ)」を入れるか否か(例：西九州させぼ)

○他圏域から見たときの地理的な位置について、より分かりやすくするため。

※ 佐世保市以外の自治体名とすることも可能であるが、制度上の中心市の名称を用いた方が考え方として分かりやすい。

3. 名称の後段部分

- 連携中枢都市圏 ○圏域
- 都市圏 ○「広域」等が加わっているもの

【参考】※既に都市圏形成済23都市圏の状況

・「連携中枢都市圏」(13)	高梁川、下関、熊本、静岡、岡山、かごしま、久留米、みちのく、瀬戸・高松、長崎、播磨、八戸、長野
・「都市圏」(5)	みやざき、石川中央、広島、新潟、大分
・「圏域」(5)	備後、北九州、松山、とやま呉西、山口・宇部

※ 上記3つに「広域」等が加わっている場合がある
(例：久留米広域連携中枢都市圏、広島広域都市圏、北九州都市圏)

(3)－① 連携協議継続事業内の重点事業案

■西九州北部地域（仮称）連携中枢都市圏においては、他の地域に対する優位性を確保するため、事務の集約、施設の共同利用、情報の共同発信、地域資源開発等、連携の効果が高いと考えられるものについて、今後、重点的に検討を進めたいと考えています。

《行政事務等集約》

- 教職員研修連携（教育センター）
- 農業関連補助申請連携
- 情報通信インフラ共同調達・利用
- 人事交流・スキルアップ共同化
- 事務委託の民間活用（研究）

《中心機能共同利用》

- 公民連携（PPP）プラットフォーム形成
- 幼児教育センターのサービス提供
- 栽培漁業の広域連携
- 日本版DMOの広域展開
- 療育機能改善

《施設相互間利用》

- 病児保育室等の相互利用
- 図書館の相互利用

《共同発信》

- 陶磁器の連携・共同展開
- 農水産物等共同販路拡大
- 移住体験ツアー共同企画・支援
- 移住定住窓口共同化
- 共同移住相談会企画・開催

《共同地域開発》

- 観光連携（インバウンド）
- 観光連携（マーケティング）

※ 円の大きさは、現段階の事業数と比例します。
小さい円を大きくする必要があるので含め検討が必要です。

連携事業に関する新規提案

連携事業区分		NO	事業名	事業概要
圏域全体の経済成長のけん引	産学金官民一体となった経済戦略の策定、実施体制	1	プロフェッショナル人材プラットフォームの形成	各自治体の関係課が各種事業の推進のために必要とする外部人材を効率的に探し出したり、複数の自治体が特定の外部人材を活用し、共同事業を実施しやすくしたりするための人材プラットフォームの形成。圏域自治体の関係各課が持つ外部人材情報を集約したデータベース（クラウド管理）を構築する。
	最新技術を活用した産業振興、地域課題解決	2	ロボット・IoT導入による造船業の労働生産性の向上	圏域内の主要産業の一つである造船業の生産効率を向上させるため、圏域内の主要造船メーカーから下請け企業までの一貫した生産管理システムを構築。ロボットやIoT技術を取り入れ業界全体の底上げを図る。
		3	ドローン活用事業	圏域内の社会インフラ（橋梁等）の効率的な維持管理や、災害時における迅速で効率的な被害状況の把握、更には新産業育成・雇用創出を図るための広域圏でのドローンの活用。特区を利用した規制緩和のほか、ドローンスクールの設置、各種実証事業などを行う。
	資源活用・地域経済の裾野拡大（ブランド・販路拡大・六次産業）	4	大村湾活用事業	大村湾海産物のブランド化と販路拡大を目指し、湾沿岸の関係漁協が一体となったナマコ等の重点品目のブランド化、セールス・プロモーション活動を実施。将来的に共同仕入システム、共同搬送システムの構築を検討し、生産性の向上を図る。
		5	地域商社設立推進事業	大都市圏への販路拡大を図るため、ブランディング、営業活動、販売チャネル多角化、共同搬送体制構築などを担う地域商社の設立。
		6	やきもの産地×芸術系大学連携型イノベーション事業	陶芸産地が連携し、国内外の芸術系大学と連携したイノベーション事業。当地での創作活動支援や新商品開発などを行う仕組みを構築。
	戦略的な観光施策	7	地域ストック再生・活用事業	古民家や廃校舎等の地域ストックの一体的な再生・活用を図るプラットフォームの構築。リノベーション事業等の円滑な推進とスケールメリットを活かした効率的なプロモーション活動など。
		8	周遊観光アクセス改善事業	圏域内の周遊観光を促進するための公共交通とレンタカーの一体的な活用を図る仕組みの構築。鉄道、路線バス、定期航路、レンタカーが定額料金で一体的に利用するフリーパスの造成や、レンタカー営業所の枠を超えた乗り捨てサービスの構築など。
		9	(仮称)サイエンス・テクノフィールドミュージアム構想推進事業	圏域内の子どもたちに夢を与え将来を担う人材育成を図るとともに、圏域内の交流促進を実現するため、圏域内の体験学習・交流施設が連携した子ども向け共通パスポートの造成や、大学、研究機関、産業界、商店街等が連携した子ども向け体験学習プログラムの実施。
高次の都市機能の集積・強化	地域公共交通	10	公共交通活性化プラットフォームの構築	公共交通の再生・活性化を圏域全体で実現するための官民プラットフォームの構築。関係自治体が連携し、既存交通の効率化や利用促進、新交通システム導入に関するコンサルティング・各種の事業コーディネートを行う専門人材の配置し、各種事業を一体的に実施する。
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	地域内外の住民との交流・移住促進	11	大学新卒～第二新卒Uターン促進事業	Uターンの最大ボリュームゾーンである新卒～第二新卒にターゲットを絞ったUターン施策の一体的な展開。圏域が一体となった九州主要大学へのリクルーティングや、第二新卒向け就職支援制度、専用奨学金制度の構築などを行う。
	その他（行政事務効率化）	12	広域での専門能力連携・共同調達による事務効率化	広域での専門人材の活用や共同調達等による事務効率化や行政コスト削減を図る仕組みづくり。医療・観光・外国人対応系コールセンター、各種相談業務の広域連携や、電力・事務用等の共同購入の検討を行う。

N01 / プロフェッショナル人材プラットフォームの形成【全自治体】

各自治体の関係課が各種事業の推進のために必要とする外部人材を効率的に探し出したり、複数の自治体が特定の外部人材を活用し、共同事業を実施しやすくしたりするための人材プラットフォームの形成。圏域自治体の関係各課が持つ外部人材情報を集約したデータベース(クラウド管理)を構築する。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 本圏域に特に縁がある政治、経済、文化・スポーツ、教育等の各分野の有識者等の情報が、各職員や担当課レベルで留まっており、全庁的・広域的に共有されていない。
- この結果、有識者と連携した各種事業（誘致活動、セミナー等）を実施したくても、担当者は個人レベル・課レベルでの情報収集に頼らざるを得ない状況にある。
- また、仮に有識者を遠方から招聘したとしても、1自治体での活動にとどまり、近隣他自治体はそのメリットを享受できない。
- 更には一度縁を持った有識者へのアフターフォローが十分でなく、次の活動や有識者の自主的な活動に繋がりにくい状況が生まれている。

2 問題・課題への対応策

- 事務局を中心に各地自治体が個別で持つ外部有識者などの縁の人材情報を集約し、データベース化。
- 各自治体は、各種事業に応じ必要とする人材をデータベースより検索。また、外部人材の活用情報等を共有することで、共同事業の実施が可能となる。

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 総務、企画など

《自治体の役割》

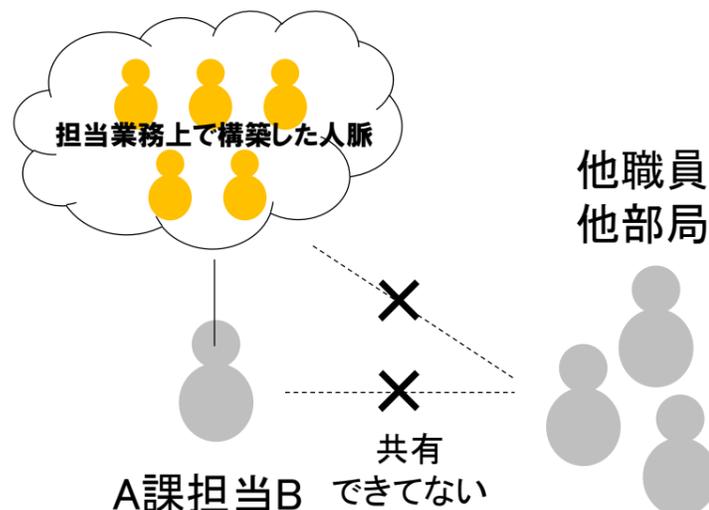
- 各自治体関係各課・民間団体等へのアンケート調査とデータベース作成(外部委託) など

4 想定される効果

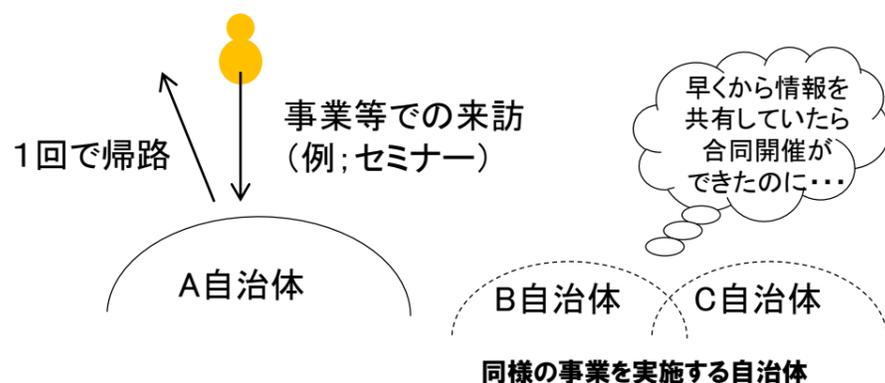
- 有識者の有効活用による個別事業の効果的展開
- 同上による経費削減(セミナー等の合同開催) など

(現状イメージ)

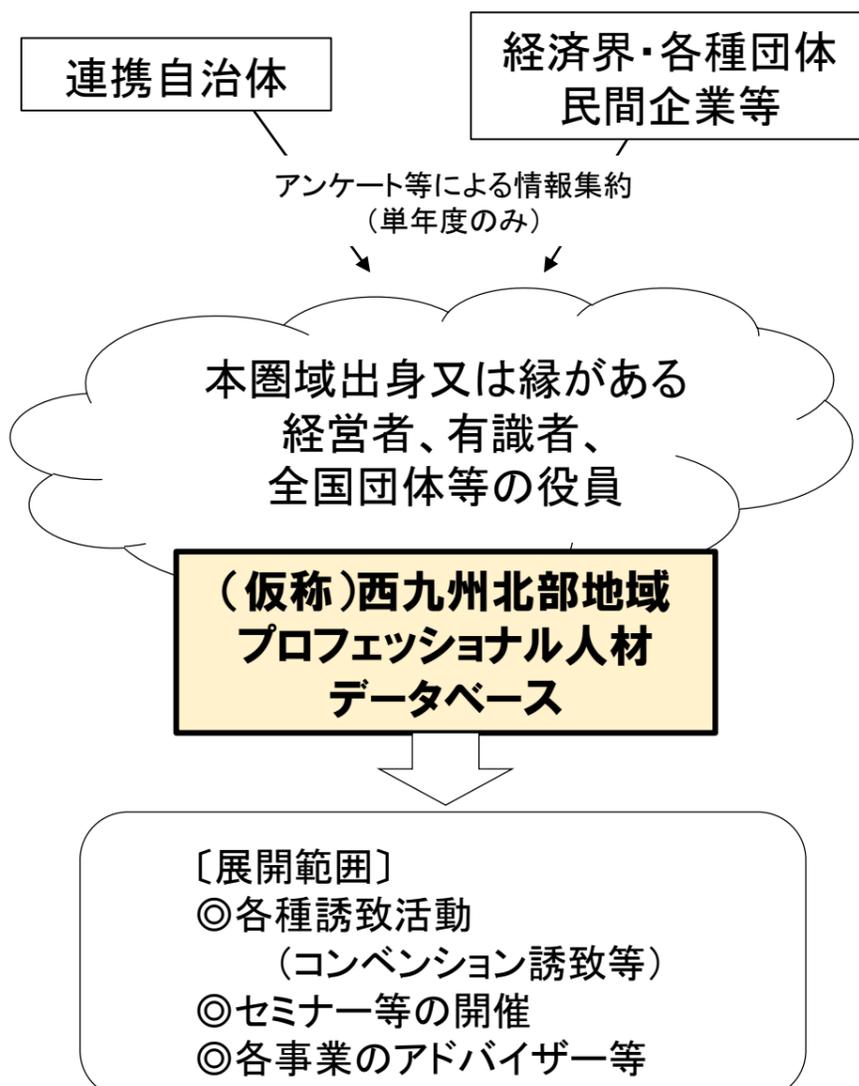
◎情報の共有不足



◎来訪者の効果的な活用不足



(事業イメージ)

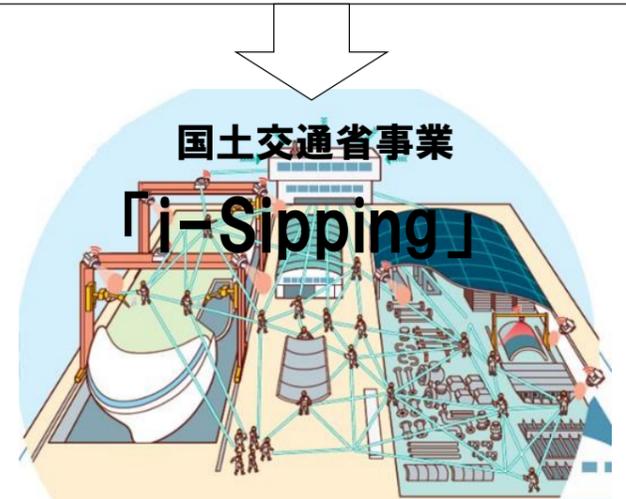


圏域内の主要産業の一つである造船業の生産効率を向上させるため、圏域内の主要造船メーカーから下請け企業までの一貫した生産管理システムを構築。ロボットやIoT技術を取り入れ業界全体の底上げを図る。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 佐世保市、西海市、伊万里市には国内でも有数の造船工場が立地。
- 造船会社は他業界と比較し、ロボット化・自動化が遅れている業界。
- 造船会社の周辺地域には多くの協力企業が立地しているが、その多くが昔ながらの少量多品種受注生産型企业が多く、生産性に課題がある。

国内造船業の生産性を向上し海外との競争力強化が求められている

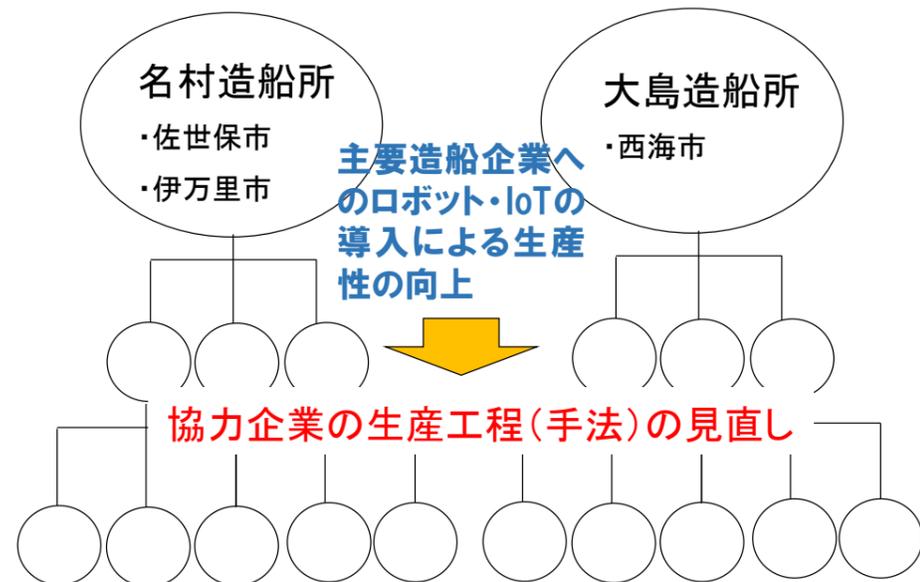


大手造船メーカーが次々と取組みを始めており、本県においても三菱重工船舶海洋株も製造工程の改革を取組み中



2 問題・課題への対応策

- 名村造船所（佐世保重工業）、大島造船（相浦機械）の製造工程の課題をそれぞれ抽出し、造船の専門家とともにi-Shippingに向けた開発企画の実施と採択を目指す。
- 将来的な展望として、主要大手造船メーカーの協力会社が携わる艀装品等の製造工程の見直しまで行い、造船関連企業全体の生産性向上を目指す。



3 想定される自治体の役割

《担当部署》 企画、産業関連(製造業担当)など

《自治体の役割》

- 定期的な会議の場の設定(参考:今治造船の取り組み)
- 主要造船企業の新しい取り組みのPR



4 想定される効果

- 生産性の向上による利益率の向上、それに伴う設備投資の促進
- ロボットの導入による人手不足解消、作業環境が悪い研磨・塗装工程の自動化による造船人材の定着

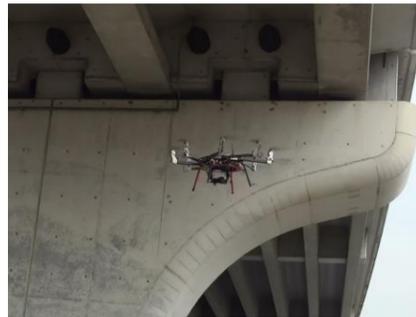
(開発例)

- ◎造船人材の作業アシストロボット
- ◎IoTを活用した造船の組立て工程と艀装品の納品時期の自動調整
- ◎研磨・塗装工程のロボット化

圏域内の社会インフラ(橋梁等)の効率的な維持管理や、災害時における迅速で効率的な被害状況の把握、更には新産業育成・雇用創出を図るための広域圏でのドローンの活用。特区を利用した規制緩和のほか、ドローンスクールの設置、各種実証事業などを行う。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 全国的増加しているドローンの講習が受けられるドローンスクールが伊万里市には立地しているが、その他の連携地域には存在していない。
- 災害発生時の応急対応を進めるための防災協定を結ぶ自治体が連携地域にはほぼ存在しない。
- 橋梁などインフラ点検におけるドローンの活用を検討している自治体が増えているが、連携地域での活用事例が少ない。



2 問題・課題への対応策

- ドローンスクールを連携地域に開設することでドローンユーザーを増やし、新たな産業の芽を創出する。
- 連携地域に立地するドローンサービスと地域防災協定を締結し、災害時に広域でドローンの飛行が可能となるような仕組みを構築する。
- ドローンの飛行申請にかかる手間や規制を簡素化するために、連携地域のドローン活用用途を探り、連携地域によるドローン特区申請を推進する。

(ドローンのテストフィールド化による企業誘致例)



3 想定される自治体の役割

《担当部署》 企画、産業、土木管理、防災など
 《自治体の役割》

- 地域防災協定の締結
- 橋梁長寿命化計画へのドローン活用の明記
- ドローン特区申請、申請後のワンストップ窓口の開設

4 想定される効果

- 橋梁などのインフラ点検時における連携地域間でのドローンの共同利用による費用負担軽減
- 災害時に広域での応急対応が可能
- ドローン特区申請(受理)による飛行試験場を探している企業の呼び込み、企業誘致の可能性



大村湾海産物のブランド化と販路拡大を目指し、湾沿岸の関係漁協が一体となったナマコ等の重点品目のブランド化、セールス・プロモーション活動を実施。将来的に共同仕入システム、共同搬送システムの構築を検討し、生産性の向上を図る。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 佐世保市、西海市、川棚町、東彼杵町の共通資源である大村湾。同自治体に所属する4の漁協では、大村湾ナマコのブランド化やロットの確保、販路拡大を共同で実施したいとのニーズがあるが、実行体制の構築には至っていない。
- 物産振興以外にも無人島活用やマリンレジャー、イベント等の大村湾を活用した観光商品の開発が期待されるが、現状では各自治体がそれぞれ実施している状況である。

2 問題・課題への対応策

- ナマコのブランド化と販路拡大を目的とした大村湾周辺の各漁協の連携体制を構築。民間企業と連携し、共同プロモーションを実施することで、スケールメリットを活かした事業を展開する。
- 将来的な展望として、各漁協が連携し、人材確保・育成の取り組みのほか、共同搬送や資材購入、販路拡大（営業活動）、販売拠点の整備などを検討する。

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 物産、水産、商工、観光など

《自治体の役割》

- 検討体制の構築（関連自治体・漁協等）
- 重点品目（ナマコ等）の設定と事業方針の決定
- マーケティング・プロモーション事業（外部委託）など

4 想定される効果

- 重点品目のブランド化、売上向上
- 参加漁協等の人材育成、業務効率化など

（対象範囲）

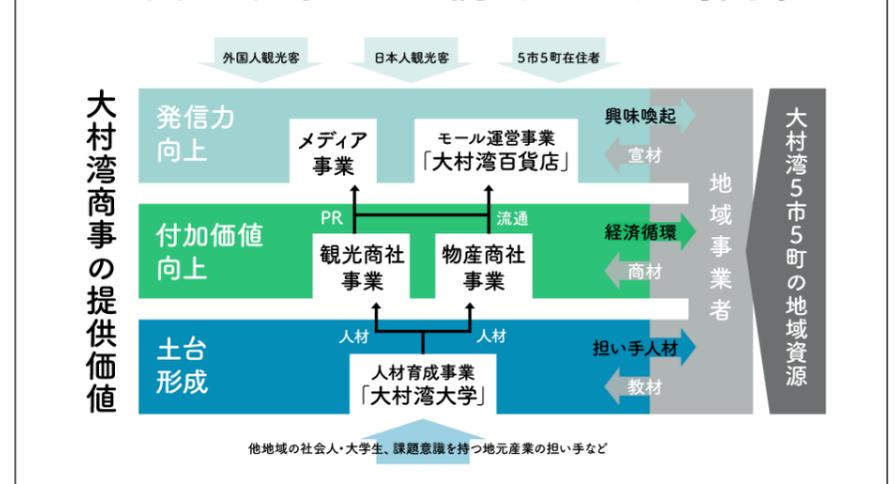


（展開イメージ）



※ナマコ以外の重点品目も設定

民間企業等との連携（例：大村湾商事）



- ◎付加価値向上（共通ネーミング、パッケージ等）
- ◎プロモーション（情報発信）
- ◎販路拡大（ネット通販、リアル店舗）

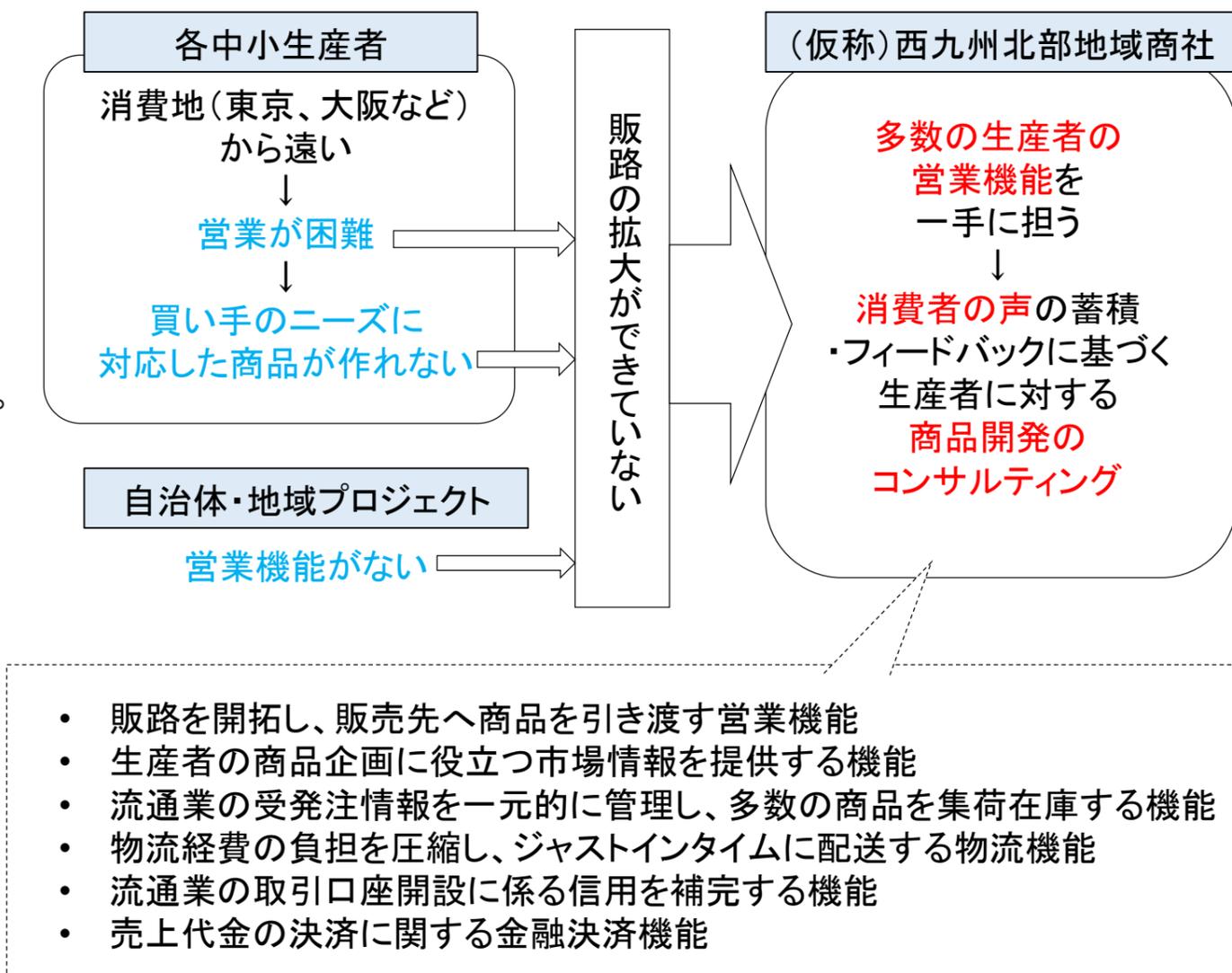
（将来的な展開）

- ・人材育成、共同搬送・調達など

大都市圏への販路拡大を図るため、ブランディング、営業活動、販売チャネル多角化、共同搬送体制構築などを担う地域商社の設立。

1 連携事業の必要性 (現状と課題)

- 各地域が取り組む物産振興であるが、大消費地への営業活動が不十分で、買い手のニーズに対応した商品づくりが十分に出来ていない事業所が多い。
- こうした課題を地域全体で解消するための取り組みとして、「地域商社」を立ち上げる自治体が増えているが、当地域ではその動きはない。



2 問題・課題への対応策

- 大都市圏向けの物産振興(マーケティング、プロモーション)と商品開発を総合的に行う「地域商社」を金融機関等の民間企業の出資、又は既存企業の業務拡大により設立。
- 重点品目を定め大都市圏向けのマーケティング・プロモーション事業を展開する。

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 物産、水産、商工、観光など

《自治体の役割》

- 検討体制の構築(関連自治体・各種団体等)
- 事業スキームの検討と実施主体の選定
- マーケティング・プロモーション事業(外部委託)など

4 想定される効果

- 地域産品のブランド化、売上向上 など

(例)山口銀行主導の「地域商社やまぐち株式会社」(民間出資100%)
(設立:平成29年10月2日)



萩の粟みかん、オランジェット 産新蔵 自然薯あられふりかけ(わさび、梅じそ、おかか) 大崎餅ケーキ TAKA

山口県では、人口減少という大きな課題に直面しており、地域経済の縮小が懸念される中、魅力ある県産品を売り込んでいくために県としても新商品の開発や、プロモーションの実施などに対する立ち上げ支援と側面支援を行ってきた。

この地域商社においては、小ロット・多品種という山口県産品の特性に対応し、複数の県産品を束ね、統一コンセプトでのブランディングにより商品に磨きをかけ、高付加価値化を図るとともに、市場ニーズを的確につかみ、マーケティングを強化することで、首都圏市場と県内生産者を戦略的につなげるよう取り組みを進めていく。

また、オリジナルブランド「やまぐち三ツ星セレクション」も展開し、山口県の歴史と風土に育まれた魅力ある県産品の中から厳選した山口を感じる銘品を販売していく

陶芸産地が連携し、国内外の芸術系大学と連携したイノベーション事業。当地での創作活動支援や新商品開発などを行う仕組みを構築。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 本圏域は、三河内焼、波佐見焼、中野焼、有田焼、唐津焼、伊万里・鍋島焼、武雄焼、肥前吉田焼・志田焼など一大窯業圏としての産業構造を有しており、平成28年4月、肥前窯業圏として日本遺産に認定された。
- これまでにも各産地では個別の課題に併せた活性化事業が展開されており、芸術系大学との連携事業も行われているところがある。
- しかし、広域圏としてのスケールメリットを活かした事業展開や、芸術系学生の産地への定着など持続可能な展開には十分に至っていない。

2 問題・課題への対応策

- 国内外芸術系大学と連携し、学生(卒業者含む)が長期滞在しながら自らの創作活動や既存事業者とのコラボレーション事業等を行いやすい環境整備を行う。

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 産業、物産、観光など

《自治体の役割》

- 検討体制の構築(関連自治体・各種団体等)
- 事業スキームの検討・連携大学との調整・選定
- 滞在型創作活動支援メニューの構築
- 各種補助等支援の実施



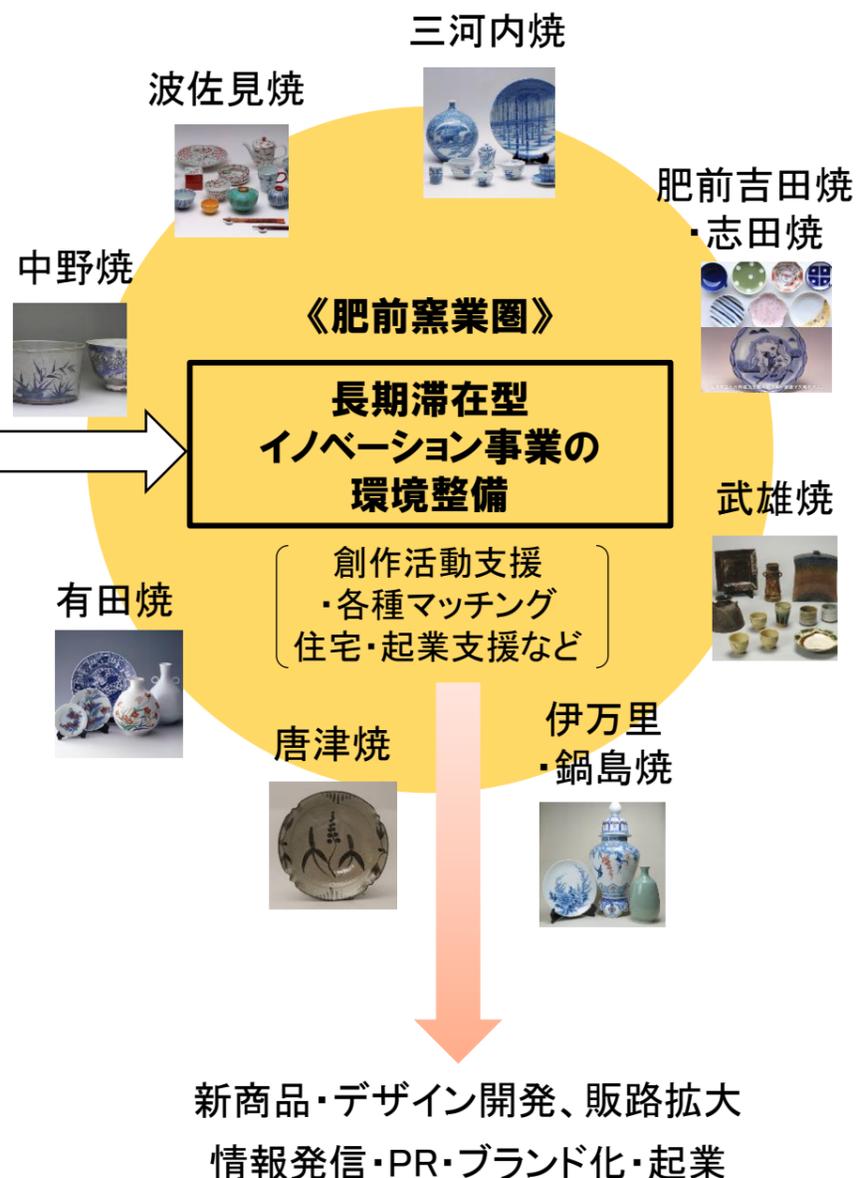
4 想定される効果

- 芸術系大学と連携したイノベーションの推進(新商品・デザイン開発、販路拡大、情報発信・ブランド化・起業など)

国内外芸術系大学



写真) 京都造形芸術大学



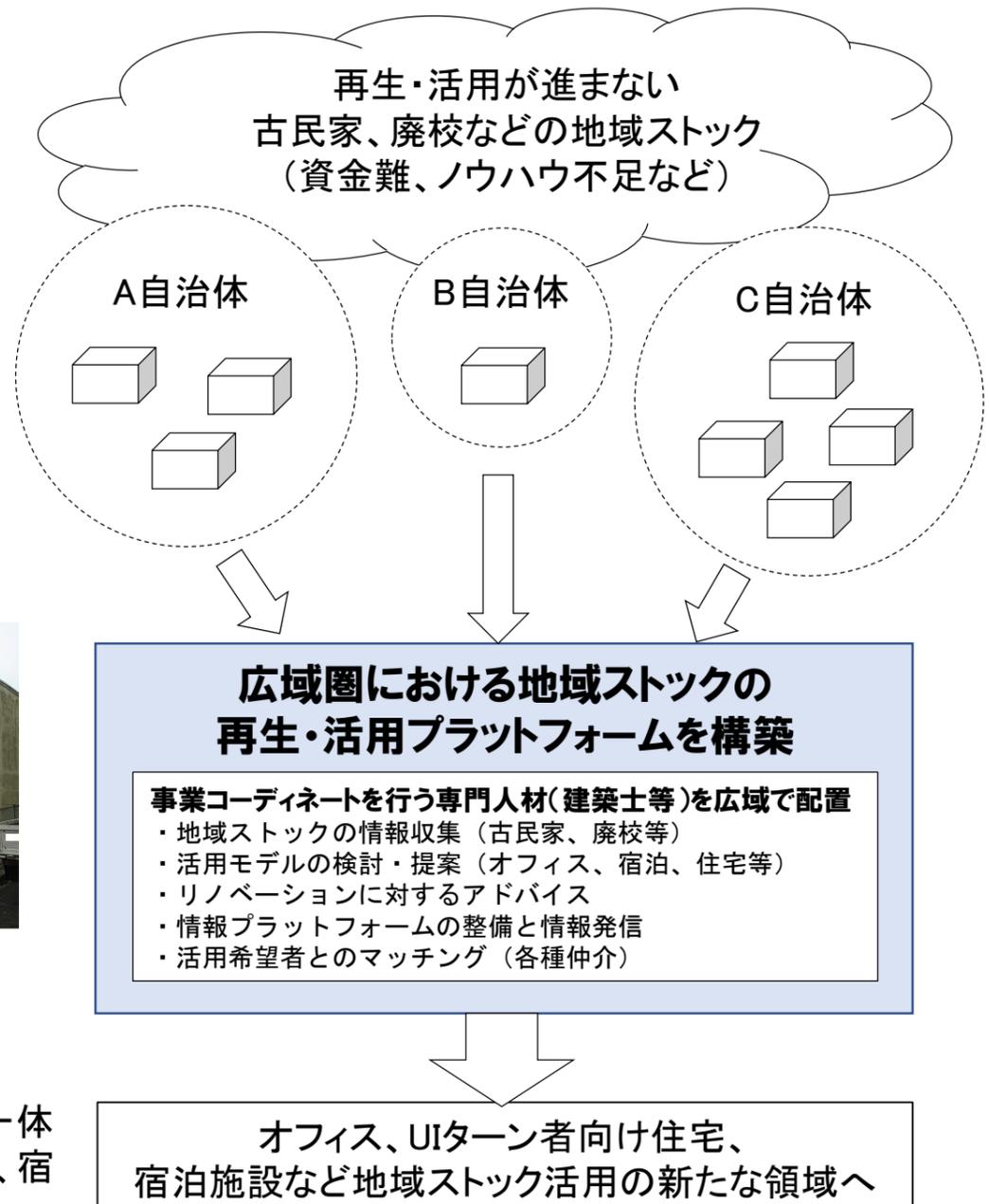
古民家や廃校舎等の地域ストックの一体的な再生・活用を図るプラットフォームの構築。リノベーション事業等の円滑な推進とスケールメリットを活かした効率的なプロモーション活動など。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 各自治体に存在する古民家や廃校などの地域ストックは、ポテンシャルはあるものの、その活用が十分でないものが多い。
- 各自治体が再生・活用を試みても、自治体内で再生・活用に対するノウハウが少なく、また、単独物件のみで再生・活用を実施しても、プロモーションやオペレーションなど、スケールメリットを活かした取り組みが難しい。



（イメージ写真）



（事例：茨城県北6市町の連携によるシェアオフィス事業）



大子町エリア

昭和レトロな雰囲気が残る常陸大子駅前商店街にあった元写真店を建築家の山崎健太郎氏設計のもと、地元の木材端材を活かした空間にリノベーション。管理運営に地元のまちづくりNPO法人「まちの研究室」が関わる。

[詳しく見る](#)



北茨城エリア

芸術家が起業出来るまちを掲げる北茨城市。廃校になった小学校をアーティストやクリエイターのアトリエや活動拠点にリノベーション。地域おこし協力隊として活動するアーティスト2組が現在は入居し日々創作作業に励む。陶芸のための電気窯も設置。

[詳しく見る](#)

2 問題・課題への対応策

- 圏域全体で活用可能性がある地域ストックを一体的にオフィス（主にIT系）やUターン者向け住宅、宿泊施設等として再生・活用を図る仕組みを構築。
- 地域ストックの再生・活用の専門ノウハウを持つコーディネーターを配置。
- 各自治体が活用したい地域ストックの情報集約から、活用モデルの提案、リノベーション等のアドバイス、情報発信、マッチング等を総合的に行う。

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 観光、産業、施設管理など

《自治体の役割》

- 検討体制の構築（関連自治体・各種団体等）
- 事業コーディネーターの配置
- 地域資源調査・データベース化（照会調査など）
- リノベーション、プロモーション事業に対する支援（各種補助等）

4 想定される効果

- 低未利用の地域ストックの有効活用による企業誘致、交流人口拡大、Uターン者の増加

（資料）<https://kenpoku-creative.com/>
株式会社スマートデザインアソシエーション

圏域内の周遊観光を促進するための公共交通とレンタカーの一体的な活用を図る仕組みの構築。鉄道、路線バス、定期航路、レンタカーが定額料金で一体的に利用するフリーパスの造成や、レンタカー営業所の枠を超えた乗り捨てサービスの構築など。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 周遊型観光を進める上での課題となる移動手段であるが、現状ではレンタカーやマイカーが中心で、公共交通機関を利用した移動は少ない。
- また、レンタカーも既存の乗捨てサービスがあるものの、営業所の立地の関係から十分な活用には至っていない。
- 結果、周遊観光が十分に浸透しておらず、観光客の行動範囲は限定的と考えられる。

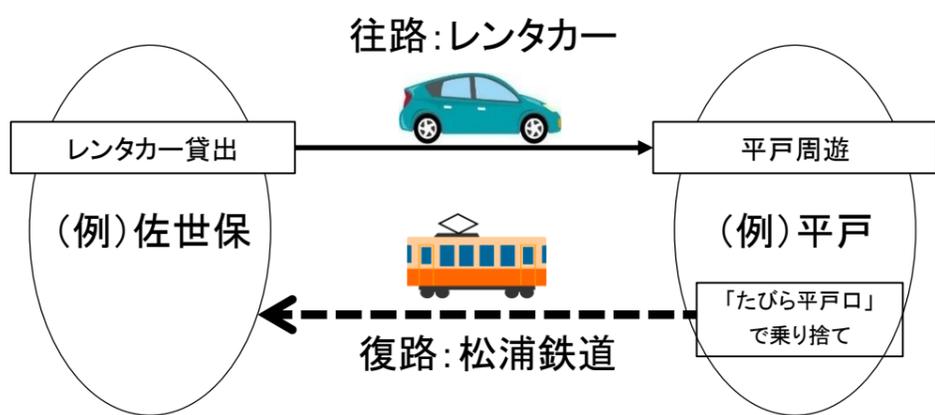
レンタカーやマイカー中心の移動手段。
公共交通の利用は限定的。
レンタカーでも返却店の関係で遠出はできず。

名ばかりの「周遊観光」で
実際の行動範囲は限定的

《連携事業の方向性》

- ◎広域圏内の異なる公共交通機関を滞在期間中、一体的に利用できる仕組み（総合公共交通フリーパスの開発）
バス・鉄道・航路・レンタカーのセット商品
- ◎レンタカーを使った周遊型観光を促す仕組み（ホテルや駅などレンタカー営業所ではない場所での乗り捨てサービスの構築）

(例)レンタカーの乗り捨てに制約がなければ・・・



「公共交通 & レンタカー」を商品として販売

2 問題・課題への対応策

- 圏域内の全ての公共交通機関が連携した共通フリーパスポートを商品化。1日フリーパスではなく、滞在期間中フリーとなる商品を検討
- レンタカーと公共交通との相互利用を促進するため、駅やホテルなど営業店以外での乗り捨てサービスの構築と、公共交通とのセット商品を検討（MR&レンタカーなど）

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 観光、公共交通など
《自治体の役割》

- 検討体制の構築(関連自治体・交通事業者等)
- 商品・システム造成(交通事業者が主体)
- 情報発信、事業推進に係る必要な財政的支援など

4 想定される効果

- 来訪者の移動範囲の拡大(周遊観光の実現)
- 観光客の公共交通利用(レンタカー含む)による事業者の経営改善
- 全国初の地域内公共交通とレンタカーの連携事業による対外的PR など

(参考)路線バス、電車が一体となったフリーパスポート

圏域内の子どもたちに夢を与え将来を担う人材育成を図るとともに、圏域内の交流促進を実現するため、圏域内の体験学習・交流施設が連携した子ども向け共通パスポートの造成や、大学、研究機関、産業界、商店街等が連携した子ども向け体験学習プログラムの実施。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 市民は、自市町以外の体験学習・交流施設を利用する機会や、日帰り観光・レジャーで他市町を訪れる機会が少ない。
- 各市町は自らの地域が持つ資源を活かした子ども向け体験学習などを各自で実施しているが、広域連携による取り組みは少なく、自市町にはない近隣市町の優れた産業や文化に触れる機会が少ない。
- 大学等の研究機関が実施する市民向けプログラムが広域圏で十分にアナウンスされていない。



現実的には生活圏域が異なる地域での連携

「連携してよかった！」
「新しい何かははじまりそうだ！」など
市民に分かりやすくインパクトのある事業も必要

未来のノーベル賞
受賞者を圏域から！

《連携事業の方向性》

圏域内の関係施設・機関の相互連携による
「地域間交流」と「子どもの育成」
を柱にした連携事業の展開

“キーワードは「ものづくり」・「サイエンス」”
(事業例)

- ◎圏域内の体験学習施設が期間中、定額料金で楽しめる特別パスポートの創設(夏休みなど長期休暇時)
- ◎圏域内の教育機関等が連携した、先端テクノロジー(AI、IoT、プログラミング)を学び・体験できる場づくり
- ◎ものづくり企業(造船、食品加工、繊維等)が連携した子供向け体験学習プログラムの実施

2 問題・課題への対応策

- 市民レベルでの地域間交流を促す仕組みとして、圏域内の体験学習施設が期間中、定額料金で楽しめるフリーパスポート等の造成を図る。
- 圏域内自治体や大学等の関係機関、民間企業等が連携し、共通テーマでの子ども向け体験・学習プログラムを企画。
- 特に圏域の強みである“モノづくり”などをテーマに、スケールメリットの活かした事業企画やプロモーションを展開し、費用対効果を高める。

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 観光、産業、商工、教育委員会など

《自治体の役割》

- 検討体制の構築(関連自治体・教育機関・関係団体・観光施設・商店街・民間施設等)
- 共通フリーパスポート等の制度構築
- その他体験コンテンツ等の企画(外部委託) など

4 想定される効果

- 圏域内の市民レベルでの交流促進。日帰り観光消費額の増加
- 子どもたちの学習促進。圏域自治体の発見など

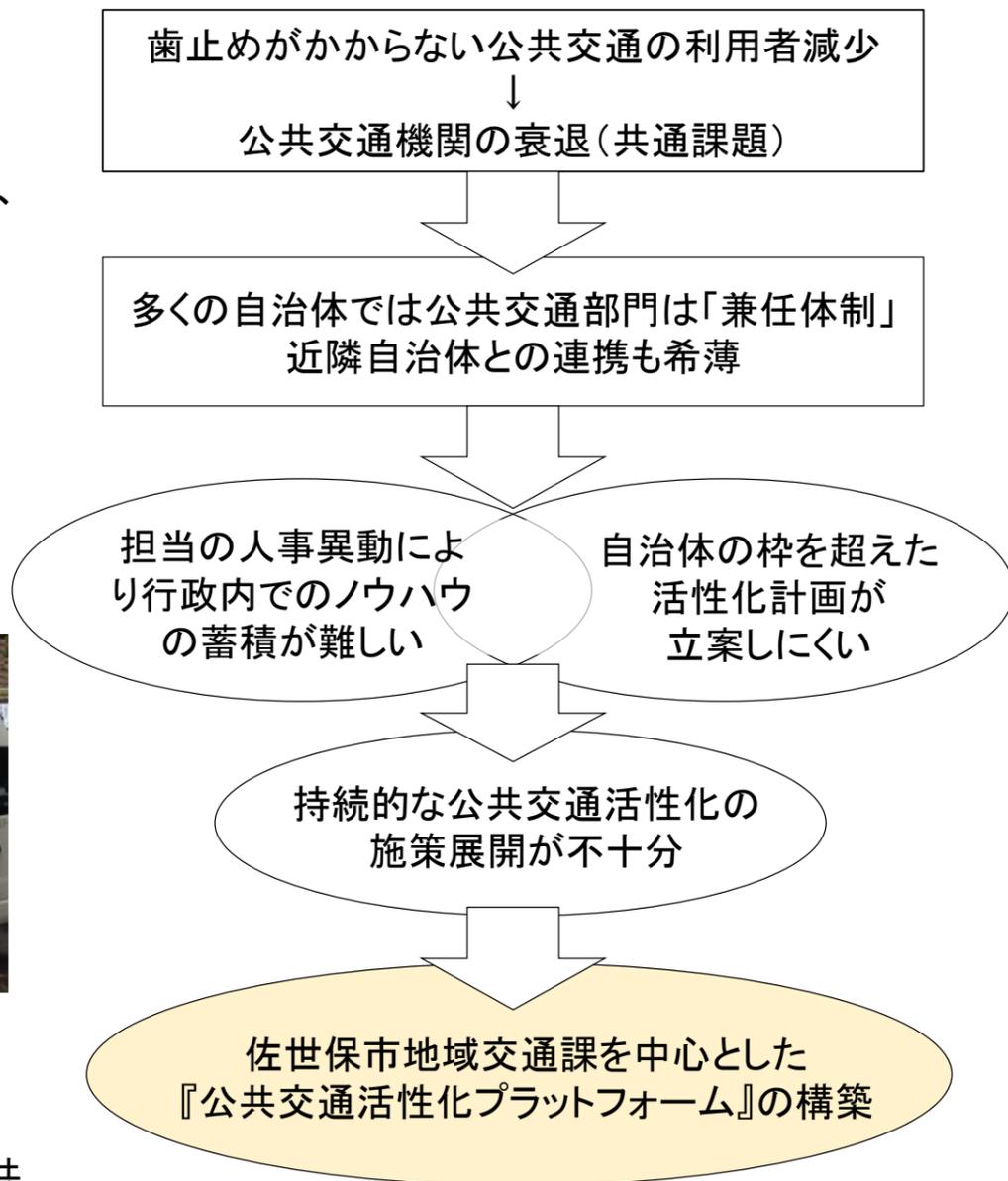
(参考)WE LOVE天神



公共交通の再生・活性化を圏域全体で実現するための官民プラットフォームの構築。関係自治体が連携し、既存交通の効率化や利用促進、新交通システム導入に関するコンサルティング・各種の事業コーディネートを行う専門人材の配置し、各種事業を一体的に実施する。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 各自治体では、路線バス等の公共交通の利用者減少による経営悪化など共通の課題を抱えているが、公共交通の専門部署を設置する自治体は限定的で、大部分の自治体は兼任体制となっている。
- 公共交通の再生・活性化には複雑な制度への理解など専門ノウハウが求められるが、公共交通担当は人事異動により2～3年で交代することが一般的で、行政内でのノウハウの蓄積が進まない。結果として、地域の公共交通の衰退に歯止めがかからない状態が続いている。



2 問題・課題への対応策

- 佐世保市地域交通課に「(仮称)西九州北部公共交通活性化プラットフォーム」を設置。
- 圏域自治体の連携により、同プラットフォームに民間出身の専門プロパーを配置。
- 専門プロパーを中心に、各地域の問題解消のためのコンサルティングや事業コーディネートを展開。
- 将来的には国県補助では実施できない公共交通の再生・活性化事業を進める財政支援策なども併せて検討する。

3 想定される自治体の役割

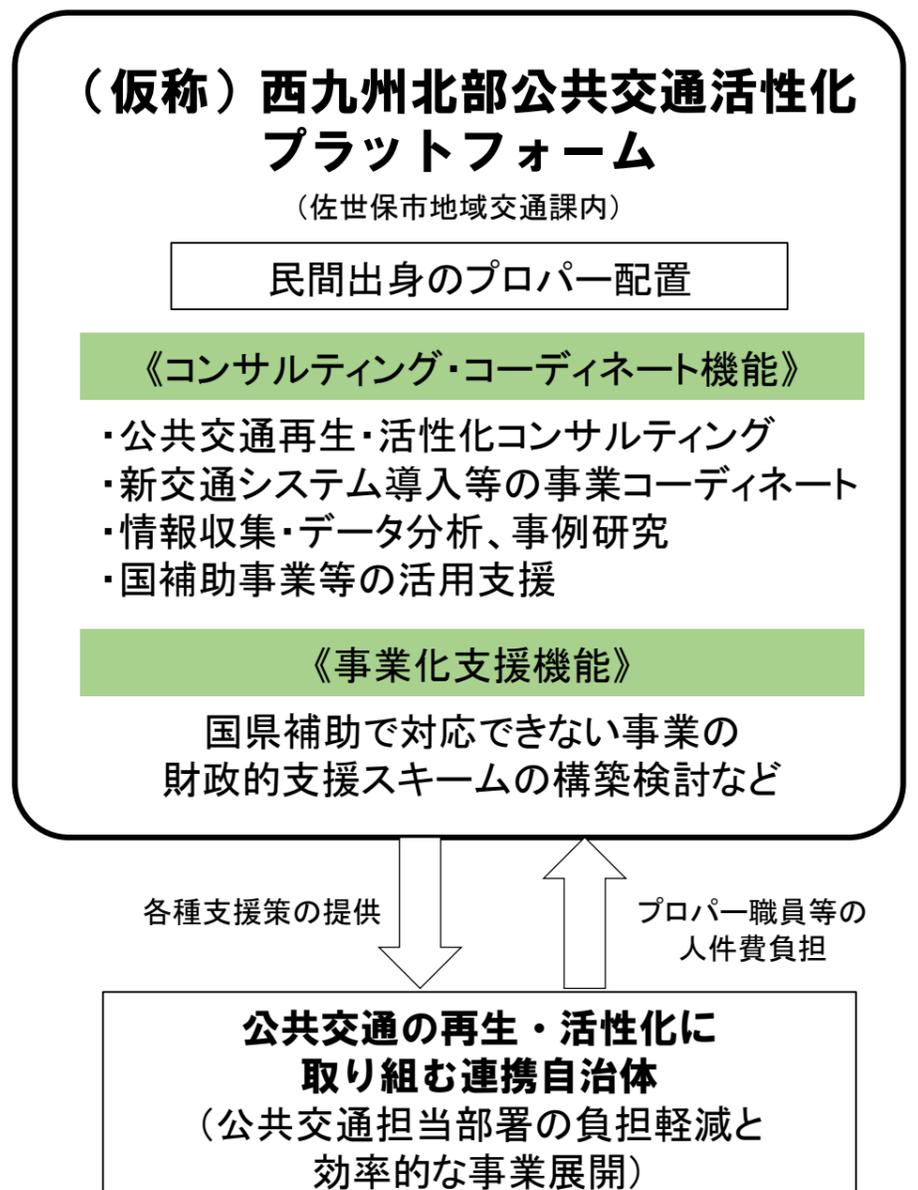
《担当部署》 公共交通、福祉、
教育委員会(スクールバス)など

《自治体の役割》

- 民間プロパー人材確保に対する財政的支援
- (佐世保市)プロパーを中心とした情報・ノウハウ提供、事業コーディネートなど

4 想定される効果

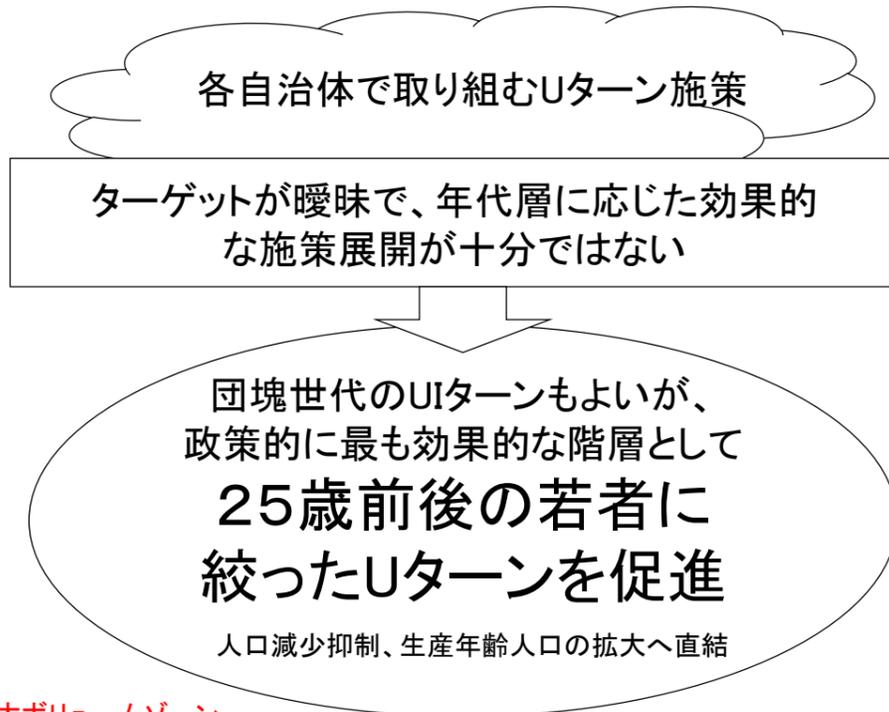
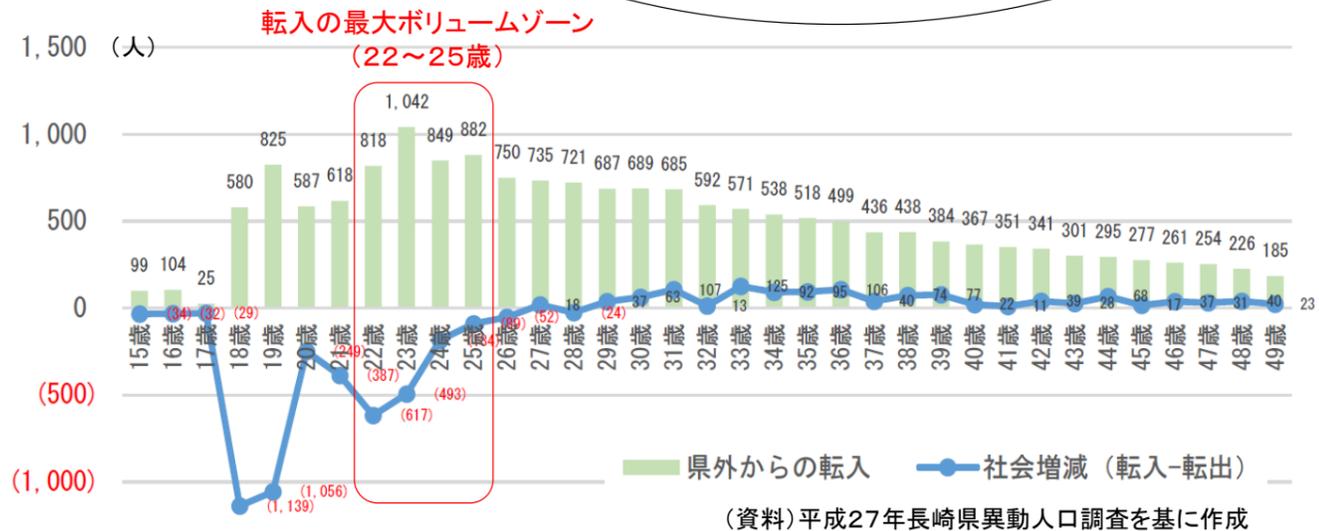
- 公共交通再生・活性化の促進(既存公共交通の効率化、新交通の導入促進など)
- 各自治体の公共交通担当部署の負担軽減



Uターンの最大ボリュームゾーンである新卒～第二新卒にターゲットを絞ったUターン施策の一体的な展開。圏域が一体となった九州主要大学へのリクルーティングや、第二新卒向け就職支援制度、専用奨学金制度の構築などを図る。

1 連携事業の必要性（現状と課題）

- 各自治体ではUターン施策を実施しているが、そのターゲットは若者からアクティブシニアまで幅広く、年代を意識した施策は少ない状況にある。
- こうした中で、県外からの転入者数が最も多いのは大学卒業から第二新卒と呼ばれる25歳前後までの世代である。この世代は、中長期的にみて地域社会・経済を支える階層といえるものであり、同世代の戦略的Uターンを進めることこそ、各地域にとっての重点課題といえるが、戦略的な対策は行われていない。
- また、Uターン施策は、県が中心とした広域連携は行われているが、生活圏が同様の近隣自治体間での連携は不十分な状況といえる。



2 問題・課題への対応策

- 連携自治体により、「(仮称)若者Uターン促進センター」を設置。
- 大学新卒～第二新卒(25歳程度)までの年代層に絞ったUターン施策を集中的に展開することで、同年代のUターンを加速させる。
- 具体的には、圏域内企業と連携した九州内主要大学を中心とした就職情報発信やリクルーティング活動。また、住まい・通勤補助、第二新卒者向け就職支援、Uターン者ネットワークの構築、婚活サポート、奨学金開発等を一体的に行う。

「(仮称)若者Uターン促進センター」の設置

大学新卒～第二新卒者向けUターン施策

- 圏域外の主要大学(長崎大学、佐賀大学、九州大学、福岡大学等)への卒業者向けリクルーティング
- 大学新卒～第二新卒向け「住まい・通勤応援制度」
- 第二新卒者向け就職支援
- 新卒～第二新卒Uターン者ネットワークの構築
- 婚活サポートシステム(各種支援策付き)
- Uターン条件付き奨学金の設立

3 想定される自治体の役割

《担当部署》 移住、産業など

《自治体の役割》

- 推進母体の設置(既存組織活用含む)
- 各種支援制度の構築(財政負担含む)
- 就職支援制度、大学リクルーティングなどの展開(外部委託)

4 想定される効果

- 大学新卒～第二新卒(25歳程度)のUターン実現

広域での専門人材の活用や共同調達等による事務効率化や行政コスト削減を図る仕組みづくり。医療・観光・外国人対応系コールセンター、各種相談業務の広域連携や、電力・事務用等の共同購入の検討を行う。

11-1 専門能力の連携

1 連携事業の必要性（現状と課題）・効果

- 自治体において専門能力を有する業務は多数存在するが、その専門職員の確保は容易ではなく、一般職員の兼任で対応している事例も多い。
- 必ずしも一つの自治体で抱える必要がない専門能力について、連携中枢都市圏の連携事業として展開できる可能性がある。
- この結果、行政コストの削減、組織体制の適正化などの効果が期待される。

(参考)外国人向けコールセンターイメージ(3点間通訳)



《想定される事務効率化領域(例)》

- ・観光コールセンター(特に外国人対応)の共同運営 ※特に医療コールセンター等
- ・土木(設計・積算・検査)の事務の共同処理
- ・固定資産(家屋)評価事務の共同処理
- ・消費者相談、人権相談対応
- ・法律相談(顧問弁護士)
- ・罹災証明発行に関する事務共有化

11-2 共同調達

1 連携事業の必要性（現状と課題）・効果

- 各自治体で購入が必要不可欠なもの(電力、物品等)について、共同購入を行うことで発注ロットを拡大し購入単価を低減することで費用削減を実現する可能性がある。

《想定される事務効率化領域(例)》

- ・電力共同購入・地域PPS設立検討
- ・事務用品の共同発注

(4)ー① 都市圏ビジョン懇談会設置要綱(案)

(設置)

第1条 西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏形成に係る連携中枢都市圏ビジョンの策定、変更等について検討を行う機関として、佐世保市に西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏ビジョン懇談会を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市圏 佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、伊万里市、武雄市、嬉野市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町及び有田町により形成しようとする「西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏」をいう。
- (2) 都市圏ビジョン 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年総行市第200号。以下「国要綱」という。)第6(2)に規定する連携中枢都市圏ビジョンをいう。
- (3) 懇談会 国要綱第6(2)に規定する連携中枢都市圏ビジョン懇談会として設置する、都市圏形成のために提言を行う西九州北部地域(仮称)連携中枢都市圏ビジョン懇談会をいう。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 都市圏ビジョンの策定及び変更に関すること。
- (2) 都市圏ビジョンに関し、佐世保市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、概ね委員20名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、連携の分野に関し、優れた見識を有するもの
イ 産業、福祉等に係る関係団体を代表する者

ロ 学識経験者

ハ 都市圏を形成するそれぞれの市町から選出された者

(2) その他市長が必要と認める者

3 懇談会に会長及び副会長を置く。

4 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

5 会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、副会長となるべき者を指名できるものとし、会議における出席委員の過半数以上の承認によりこれを定める。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、市長の求めに応じて会長が招集する。

2 懇談会は、その所掌事務に関し必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、佐世保市企画部政策経営課に置き、懇談会の庶務は事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年〇〇月〇〇日から施行する。

(4)ー② 都市圏ビジョン懇談会委員名簿(案)

各市町の並びは県コード順

	要綱区分	組織名	氏名(敬称略)
1	産業	佐世保商工会議所 青年部会長	宮崎 映行
2	産業	ながさき西海農業協同組合 代表理事専務	口石 與
3	産業	佐世保市水産振興協議会 監事(九十九島漁協代表理事組合長)	高平 真二
4	産業	(一社)佐世保青年会議所 副理事長	内海 梨恵子
5	学識	長崎県立大学 公共政策学科長	西岡 誠治
6	学識	西九州大学 社会福祉学科教授	田中 豊治
7	福祉	(一社)佐世保市医師会 副会長	土井 庸正
8	福祉	佐世保市社会福祉協議会 会長	深堀 寛治
9	平戸市	平戸オランダ商館	フロライク・レムコー
10	松浦市	松浦市工業会 会長	稲沢 文員
11	西海市	有限会社山崎マーク 代表取締役社長	山崎 秀平
12	東彼杵町	東彼商工会 事務局長	木田 善孝
13	川棚町	(一社)川棚町観光協会 事務局長	一ノ瀬 充博
14	波佐見町	波佐見焼振興会 事務局長	平野 英延
15	佐々町	佐々町商工会 副会長	森山 政幸
16	小値賀町	小値賀町地域活動支援センター(憩いの家) 施設長	中川 一也
17	新上五島町	(一社)新上五島町観光物産協会 事務局長	清水 英次
18	伊万里市	伊万里商工会議所 商業部会長	草野 剛
19	武雄市	武雄市商工会 経営指導員	光武 英樹
20	嬉野市	(一社)嬉野温泉観光協会 専務理事	山口 健一郎
21	有田町	有田商工会議所 会頭	深川 祐次

(5) 連携中枢都市圏形成全体スケジュールについて

平成29年度スケジュール案

- 11月1日に第2回連携中枢都市圏協議会を開催し、都市圏の枠組み等を決定
- 11月13日に、都市圏の将来像等を示す都市圏ビジョンへの有識者等からの意見反映を目的とする第1回都市圏ビジョン懇談会を開催
- 平成30年10月を目途に連携中枢都市宣言を行い、概ね12月に開催される各自治体の議会に連携協約議案を提案、議決後、連携協約を締結し、都市圏ビジョンを公表

